

中標津町都市計画マスタープラン

はじめに

中標津町では、まちづくりの将来像を示す「中標津町都市計画マスタープラン（以下「都市マス」といいます）」の見直し作業に着手しました！

都市マスとは

都市マスは、平成4年（1992年）の都市計画法改正により創設された制度で、市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画法第18条の2）を示すものです。

策定主体となるのは市町村であり、都市の将来像や整備方針を明確にし、行政と住民がそれらを共有しながら実現していくことを目的とした、市町村の都市計画に関するもっとも基本的な計画となるものです。

市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画法第18条の2）

第18条の2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2. 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3. 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4. 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

都市マスの役割について

まちの将来像を共有する役割

- ・中標津町を「こんなまちにしたい」という目標や将来像を示し町民と行政が共有する。

都市計画や街づくり分野の総合的な指針としての役割

- ・都市計画や街づくりに関連する各行政計画や事業計画等の基本的かつ総合的な指針となる。

都市計画行政のマスタープランとしての役割

- ・中標津町の独自性を発揮した都市計画の長期的な基本方針を示し、土地利用や公園・道路、市街地開発事業等の個別の都市計画に反映していく。

パートナーシップで進める街づくりの指針としての役割

- ・官民のパートナーシップによって、次の世代に引き継ぐ住み良い街づくりを進めるための指針となる。

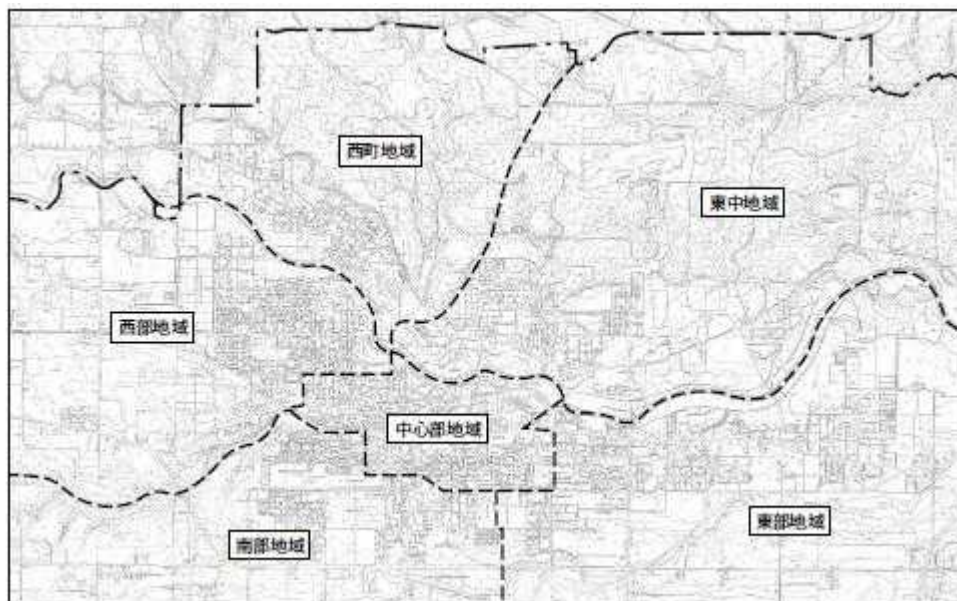
計画の区域と構成は？

計画の区域は、原則として、都市計画区域全域を対象とします。ただし、将来的な都市的土地利用が見込まれる地域についても検討対象とします。

計画の構成は、中標津町全域を対象とした「全体構想」と空間的まとまりと社会的まとまりから6地域を対象とした「地域別街づくり構想」から構成しています。

・西町地域 ・東中地域 ・西部地域 ・中心部地域 ・南部地域 ・東部地域

基本的な「都市マス」の構成は、都市づくりの「将来像」「全体構想」「地域別構想」「実現化方策」からなっています。



なぜ見直すの？

平成13年に策定した現在の都市マスは、20年先(平成32年)を目標とした計画ですので、平成22年で策定から10年が経過し、ちょうど中間年となります。

社会情勢が変化してきています

- ・急速な少子高齢化の進行、地球規模での環境問題の深刻化、安全な地域づくりへの意識の高まりといった社会情勢の変化への対応が求められます。

都市マスに関わる上位・関連計画の策定・改正が行われています

- ・北海道が策定する、『都市計画区域の整備、開発及び保全の方針』の定時見直しが進められています。また、中標津町においても、パートナーシップを進めるまちづくりや自治基本条例の検討、第6期中標津町総合発展計画の策定、集中改革プラン、事務事業評価の実行などの変化があります。

財政状況の変化

- ・国の行財政改革による町の財政状況の変化も大きいものがあります。

新たな都市づくりの課題を再整理する必要があります

- ・現都市マスについて、目指すまちづくりをどのように進めてきたか、どこまで実現したかを一旦総合検証し、課題を整理する必要があります。

環境や景観への配慮、まちづくりへの住民参加が重視されるようになりました
住民参加の計画策定が法律上明記され、住民主体のまちづくりが進められています。



このような経過や変化を踏まえ、中標津町の都市計画行政が直面している課題に適切に対応していくために、総合検証と見直しが必要となっています。

計画の策定体制と役割(案)

策定体制は、庁内で都市マスに関わりの深い、課長、係長で組織する「庁内推進会議」が素案の策定作業を進め、策定委員会に提出する計画案について検討を行います。

また、各地域の方、各団体の構成員、公募町民、部長職で組織する「策定委員会」を設置して計画案の最終検討、調整を行います。

プラン策定に伴い、策定手続き、「中間案」、「最終案」等の段階で広報誌や町ホームページ等を通じパブリックコメントを実施するほか、説明会、意見交換会、WSなどで、より多くの方々の意見を伺い、さらに、地域別まちづくり構想の見直し策定においては、各地域の方々の参画のもと、協働でプランの見直し策定を目指します。

策定事務局

先行的に会議資料の作成、結果のとりまとめ、策定スケジュールの管理、検討段階における広報、ニュースレター等による情報発信、フォーラムや説明会の企画、運営などを担当します。

庁内推進会議事務局(建設課) 委託業務受注コンサルタント(株シー・アイ・エス計画研究所)で構成します。

庁内推進会議

策定委員会に諮る素案を検討する機関で、都市マスと担当業務の関係を横断的体制の中で確認しながら現場に近い視点で策定事務局と一緒に素案を検討します。

庁内で都市マスに関わりの深い、課長職、係長職21名で構成し、都市マス策定後は横断的な連携により施策の推進を図ります。

また、策定過程での町議会への検討経過報告、意見交換や関係機関との協議、調整を行います。

策定委員会

計画案の最終検討、調整を行い、町民に示す原案を承認する機関で、都市計画に関する学識経験者、各地域の方、各団体の構成員、公募町民、部長職で構成し、庁内推進会議のメンバーが事務局として参加します。

街づくり協議会

各地域(西町・東中・東部・中心部・南部・西部)の方々に組織し、地域の課題や解決策を話し合っていたいただき、都市マス策定後は、各種まちづくり活動を担っていただきます。

中標津町都市計画マスタープラン策定体制

